

令和8年1月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

碧南市長

市町村名 (市町村コード)	碧南市 (23209)	
地域名 (地域内農業集落名)	大浜棚尾 (6区・7区・8区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

南部一帯は砂質土壌で露地野菜(人参、玉葱、玉蜀黍、落花生、サツマイモ等)を主体とし、県下でも有数の産地となっている。また、養豚団地も形成され畜産業も盛んである。担い手は100名以上おり、担い手不足による荒廃農地の増加等の不安は現状少ないが、担い手が多い分、各経営体のほ場が分散しており、効率的な農業経営が行えない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者の高齢化は当地区でも進んでおり、後継者がいる経営体もあるが、担い手の数は今後減少していくものと推察される。経営体が規模縮小・経営廃止する際には地域で情報共有し、検討を重ねながら可能な限り農地の団地化を行い、効率的な農業経営を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	315 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	315 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を確保し、できる限り集約した形で利用権設定を行い、広範囲を効率的に耕作できるようにする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手が定まり次第、順次中間管理機構を通じた利用権設定を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業については担い手のニーズに応じて実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市・農業委員会・JA・農業大学校・土地改良区などと連携し、相談から定着まで切れ目ない取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

市内でも特に地域内の川口町付近ではカラスによる被害が多く発生している。衣浦猟友会と連携し、定期的に鳥撃ちを行い、鳥獣被害の防止を図る。